

全国児童福祉主管課長会議資料

(資料編：育成環境課)

(資料1) 「放課後子どもプラン」における小学校等での 実施状況	1
(資料2) 放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q & A 集)	2
(資料3) 平成20年度児童厚生施設等整備費国庫補助協議 予定一覧(2月18日現在)	9
(資料4) 平成20年度児童環境づくり基盤整備事業 の協議について(児童育成事業推進等対策事業)	10
(資料5) 児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な 情報提供等について	17
(資料6) 児童手当制度の概要	18
(資料7) 児童手当の財源内訳	19

【要綱案】

○ 平成20年度 放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童健全育成事業等分) 交付要綱(案)	20
○ 児童厚生施設等整備費交付要綱(案)	61
○ 児童環境づくり基盤整備事業費実施要綱(案)	109
○ 児童環境づくり基盤整備事業費交付要綱(案)	131

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況

集 計 中

放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q & A 集)

I 放課後児童クラブについて

【ソフト事業関係】

○ 開所時間関連

Q1 基準開設日数の250日には、①授業日(200日)、②長期休暇(45日)及び③クラブ運営上必要な日(5日:土曜日・日曜日等)が含まれており、授業日以外の②及び③については、原則として8時間以上開所することが要件となっているが、保護者の就労状況等を勘案した結果、明らかに8時間開所のニーズが無い場合にも、8時間開所しない限り、平成22年度以降、補助対象とならないのか。

A1 8時間開所することを基本とする。なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間であり、利用者がいないためにクラブを開所することは差し支えないものである。

しかしながら、利用者の希望がある場合には、開所可能な体制を整えていただくことが必要と考えており、一律にニーズの排除を行うことのないよう十分に留意いただきたい。

○ 長時間開設加算関連

【共通部分】

Q1 開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A1 長時間開設加算の対象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている時間である。

Q2 「平日分」、「長期休暇等分」とは、それぞれどの日を指すのか。

A2 「平日分」とは、学校の授業日(200日)のことであり、「長期休暇等分」(50日)とはそれ以外の①夏休み等の長期休暇、②土曜日・日曜日、③祝日等のことである。

Q3 補助基準額について、平日分、長期休暇等分それぞれ「単価×〇〇を越える時間数」となっているが、越える時間(延長時間)数の考え方は。また、延長時間が1時間に満たない場合の算出方法は。

A3 基本的に1時間単位で延長していることを原則とする。ただし、1時間に満たない場合であっても、例えば、15分延長の場合には0.25時間、30分延長の場合には0.5時間として算定して差し支えない。

Q4 時間数の上限はないのか。

A4 上限はない。

[長期休暇等分]

Q1 年間開設日数200日以上249日以下の特例分については、長時間開設加算における長期休暇等分の対象とはならないのか。

A1 対象とならない。

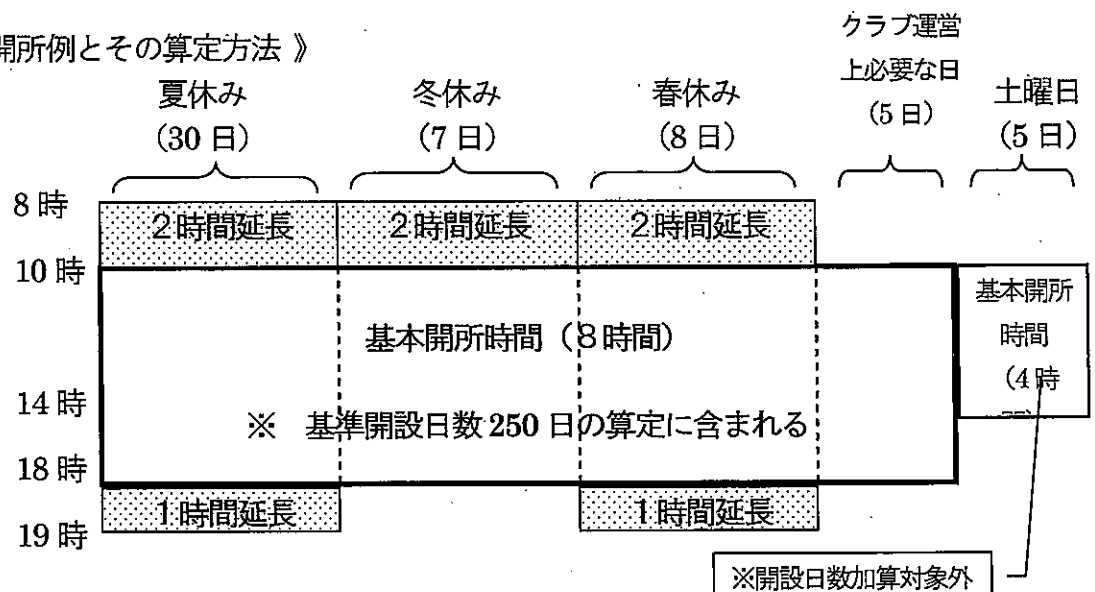
Q2 長期休暇等分について、日によって延長時間が違う（例えば、季節によって異なる、土曜日のみ異なる等）場合には、どのように算定すればよいのか。また、例えば長期休暇中、1日のみ延長するような場合にも、補助対象となるのか。

A2 季節等によって延長時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本開所時間分の運営費（交付要綱別表 基準額欄の1（1）①～⑤）の補助対象となる日における、平均開所時間により算定することとする。

（長時間開設加算の対象となるのは、基本分の運営費の補助対象となる日のみである）

なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間を指すことから、単にある一日だけ単発的にイベント等により延長した場合は、補助対象とはならない。

《 開所例とその算定方法 》



※算定方法

・基本開設時間分の運営費の対象となる日における、延長時間も含めた延べ開所時間

(夏休み) (冬休み) (春休み) (クラブ運営上必要な日)

11 時間×30 日+10 時間×7 日+11 時間×8 日+8 時間×5 日=528 時間

・1 日当たり平均開所時間

528 時間÷(30 日+7 日+8 日+5 日)=10.6 時間

・「長期休暇等分」補助基準額

90,000 円×(10.6 時間-8 時間)=234,000 円

○ 障害児受入推進事業関連

Q 1 年間開設日数が200日以上249日以下の特例分対象についても補助対象としてよいのか。

A 1 本事業は、実施要綱の別添2のIに基づく放課後児童健全育成事業を実施しているものが対象となり、特例分対象のクラブも補助対象となる。

Q 2 「障害児受入れ等のための指導員の確保」とあるが、年度当初から障害児がクラブに登録している必要があるか。いつでも障害児を受け入れる体制をつくるために、年度当初から障害児受入れ等のための指導員を確保し、結局障害児が学童クラブに入所しなかった場合は、どのように考えるのか。

A 2 当該年度中に障害児を受け入れるクラブが対象となる。ただし、年度当初に障害児が登録されていない場合で、年度途中に障害児の登録（入所）を予定し、指導員の確保をしていたが、やむを得ない事情等により、結果的に障害児が登録（入所）しなかった場合には、必ずしも補助金の返還は要さない。

Q 3 障害児が年度途中に退所した場合は、どのように取り扱うのか。

A 3 当該障害児の退所とともに、障害児担当の指導員の配置もやめた場合については、実際に配置していた月数に応じて補助基準額を算定することとする。（以下、算定式参照）

しかしながら、当初、当該障害児が年間を通じた利用を予定しており、担当指導員についてもそのために年間を通じた配置を予定し、かつ、実際に配置した場合については、必ずしも障害児がいない月数分を減額する必要はない。

〔算定式〕

補助基準額×配置月数／12月 ※配置した日を含む当該月から算定。

Q 4 年度途中に障害児対応の指導員を配置した場合も、補助対象となるのか。

A 4 補助対象となる。ただし、補助基準額については、実際に配置した月数に応じて算定。（Q3の算定式参照）

Q 5 「専門的知識等を有する」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

A 5 「専門的知識等を有する」かどうかについては、各市町村において適切に判断していたきたいが、例えば、

- ① 地方自治体等が実施する研修の受講
- ② 個々の指導員が有する経歴（クラブにおける障害児担当経験年数など）
- ③ 個々の指導員が有する資格

などを踏まえて総合的に判断することを想定している。

Q 6 「一定期間内に必要な研修」とあるが、「一定期間内」とはどれくらいを想定しているのか。

A 6 「一定期間内」がどれくらいかについては、都道府県及び市町村の研修スケジュールや受講する指導員数等により適切に判断いただくこととするが、現に障害児の対応に当たっている指導員について受講が必要な場合は、できるだけ早急（平成20年度中を目途）に研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい。

Q7 「一定期間内に必要な研修を受講させる」について、研修が完了していなければ補助申請することはできないのか。

A7 当該年度中に、必要な研修等の受講が予定されていれば、補助申請して差し支えない。

Q8 都道府県や各種障害団体等が実施する研修を受講することにより、「必要な研修」を受講したこととして良いか。

A8 各クラブにおいて受け入れる障害児の障害の程度・種類等により、配置する指導員に必要な専門性は異なることから、各市町村においては、こうした点を考慮して「必要な研修」の設定をしていただきたい。なお、研修の実施主体は、必ずしも市町村である必要はなく、都道府県や各種団体の実施する研修を活用いただいて差し支えない。厚生労働省においても、都道府県・指定都市・中核市が放課後児童指導員等に対して実施する研修への補助を行っている(放課後児童指導員等資質向上事業)ところであるので、ご活用いただきたい。

Q9 専門的知識等を有する指導員が必ずしも直接的に関わるのではなく、他の指導員に指示をしながら、障害児の受入をする場合であっても、補助対象となるか。

A9 専門的知識等を有する指導員が直接、障害児を担当することを原則とする。ただし、他の子どもとの交流活動等において、便宜上、他の子どもと一緒に対応したり、担当が変わることまでを妨げるものではない。

Q10 複数の放課後児童クラブを指導員が巡回する場合、補助対象となるのか。

A10 障害児受入推進事業は、当該障害児を特別に援助するため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する場合に対象となるものである。よって、新たに指導員の増員を必要としない場合については、対象とならない。

○ 放課後児童クラブ支援事業関連

Q1 事業の対象となるのは、国庫補助対象の放課後児童クラブだけなのか。

A1 国庫補助対象クラブのみである。

【ハード事業関係】

○ 設置主体関連

Q1 平成20年度から、創設整備の設置主体が市町村から「社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に拡大されたが、NPO法人や保護者の会（任意団体）が設置する場合も対象となるのか。

A1 対象となるのは、社会福祉法人、財団法人及び社団法人であり、NPO法人や任意団体は対象とならない。

○ 施設の分割関連

Q1 施設を分割した場合に、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

○ 初度設備関連

Q1 放課後児童クラブ室の整備に必要な初度設備等への加算はないのか。

A1 加算はないが、初度設備に必要な経費を対象経費に含めることは可能である。

Ⅱ 小型児童館、児童センターの施設整備について

○ 交付対象要件関連

- Q1 平成20年1月28日付け育成環境課長通知中の1の(2)は、補助要件として、交付要綱に明記される予定か。また、①から③のすべての要件に該当する必要があるのか。
- A1 補助要件として、児童厚生施設等整備費交付要綱に明記する予定である。
また、①から③の要件すべてに該当する必要がある。
- Q2 ①の「市町村が策定した次世代育成支援行動計画等」とあるが、次世代育成支援行動計画以外に、市町村で独自に策定した計画や方針などでも構わないのか。
- A2 「次世代育成支援行動計画」以外に、市町村の総合計画や放課後子どもプラン事業計画などでも差し支えない。ただし、単年度の事業計画及び方針は、該当しない。
また、具体的な施設名や整備箇所数などが規定されていなくても差し支えない。
- Q3 平成19年度から継続して補助を受けている事業については、今回の「交付対象となる要件」は該当しないと考えてよいのか。
- A3 該当しない。
- Q4 ②の「中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること」とあるが、年長児童対応の設備の設置とは、何を想定しているのか。
- A4 年長児童対応の設備とは、必ずしも部屋である必要はなく、バスケットゴール、卓球コーナー、音楽、調理などの創作活動ができる状況・設備やパソコンコーナーの設置などを想定している。
- Q5 ①から③に該当しない場合、小型児童館、児童センターについては、創設又は改築の補助の対象とならないのか。
- A5 対象とならない。
- Q6 大規模修繕に対する補助は、現行どおりでよいのか。また、大規模修繕にも、①から③は補助要件となるのか。
- A6 現行どおりとする。よって、大規模修繕には、①から③の補助要件は該当しない。
- Q7 「児童センター」には、大型児童センターを含むのか。
- A7 含まれる。ただし、大型児童センターには、元々、年長児童用設備を設けることとなっているので、基準額の変更はない。また、都道府県等が設置する大型児童館は、対象にはならない
- Q8 ③の「地域のニーズに応じた適切な開設時間」とは、18時を越えなければならないなど、条件はあるのか。地域のニーズにより、18時までの児童館でもよいのか。
- A8 特に一律の条件はないが、18時で終了する児童館は、中・高校生等にとっては利用しにくいと考えられるので、補助金の優先順位は下がる可能性がある。

Q9 放課後児童クラブを備えた児童館を設置するには、その地区で待機児童が発生している、または余裕教室がない等の状況が確認できない限り、補助対象外となるのか。

A9 20年度協議様式から、当該地区で実施する場合には、具体的な理由を記載することとし、その内容次第で採択するかどうかを判断することとしており、一概に補助対象外ということではない。

※ 平成19年4月16日付け事務連絡「放課後子どもプラン」に係るご質問及び回答について」においても、放課後児童クラブの国庫補助に関する取扱いをまとめているので、併せてご確認ください。

平成20年度 児童厚生施設等整備費国庫補助協議予定一覧（2月18日現在）

施設種別	平成19年度				平成20年度			
	創設・改築	修繕	拡張	合計	創設・改築	修繕	拡張	合計
全体合計	285	37	1	323	321	20	1	342
児童館	18	15	1	34	29	12	1	42
児童センター等	23	22	0	45	23	8	0	31
児童厚生施設合計	41	37	1	79	52	20	1	73
放課後児童クラブ室	244	—	—	244	269	—	—	269
前年度からの継続分	11	0	0	11	19	0	0	19
児童館	3	0	0	3	4	0	0	4
児童センター等	6	0	0	6	6	0	0	6
児童厚生施設合計	9	0	0	9	10	0	0	10
放課後児童クラブ室	2	—	—	2	9	—	—	9
新規分	274	37	1	312	302	20	1	323
児童館	15	15	1	31	25	12	1	38
児童センター等	17	22	0	39	17	8	0	25
児童厚生施設合計	32	37	1	70	42	20	1	63
放課後児童クラブ室	242	—	—	242	260	—	—	260

（注）平成19年度の数値については、内示済か所数である。

雇児育発第 0118001 号
平成 20 年 1 月 18 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 20 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式 1 による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。)の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業(指定都市、中核市を含む。)
- (2) 市町村事業(特別区を含む。)

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を平成 20 年 2 月 29 日(金)までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱(案)」(別添 1)のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成 20 年度 採択方針について」(別添 2)により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表(様式任意)を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書(別紙様式 1)を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100 万円、市区町村においては、50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）

1 目 的

- 児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留 意 点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には複数年での実施も可能とする。

平成20年度 採択方針について

1. 平成20年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、新しい事業展開をする取組や全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を採択する。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであり、20年度については、一事業に対する補助は原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には、複数年での実施も可能とすることとし、特に、次の事業に取り組む場合に優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政とNPO等との協働推進セミナーの開催

(取組内容)

単なる行政施策の地域活動の協力という関係を越えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO等が地域の子育てをめぐる課題の共通認識を築き、相互の働きかけにより、より効果的な事業・活動を作り上げていくこと(協働)を進めていくための取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額を越えて支出を可能とする。(以下同じ)

② 行政と企業・経済団体等が協働して実施する子育て支援の推進を図る

取組

(取組内容)

行政と企業・経済団体等が協働して、社会全体の子育て支援に対する意識の啓発や活動・取組の推進を図るため、子育て支援の取組を推進している企業に対する表彰の実施や先進企業の取組紹介、子育て支援をテーマとして企業や経済団体等と協働で実施するシンポジウム、講習会等の開催等を実施する取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

③ 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場など)、児童館(県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。)、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うためのネットワークの形成のために実施する情報交換や合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

④ 地域支援活動従事者の研修内容の向上を図る取組

(取組内容)

各地で実施されている子育て支援活動従事者の養成に関して、それを具体的な事業に活用し、必要な技能に照らし研修内容の向上を図る取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するための積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

① 子ども虐待防止に向けた地域での取組

(取組内容)

子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な啓発活動である「オレンジリボン・キャンペーン」として、シンボリック施設のオレンジライトアップや市民参加によるパレード等の啓発活動など、社会全体で子ども虐待を防止する機運を高める取組(ただし、単なる研修会、講習会の開催等は除く。)

【取組例】

- ・ シンボリック施設のオレンジリボンライトアップ、イルミネーション
- ・ オレンジリボンを付けての子ども虐待防止のための市民参加パレード
- ・ 児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演
- ・ プロ野球・プロサッカー等のスポーツチームとの連携によるキャンペーン
- ・ 子どもの参加型による普及啓発活動

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

② 市町村における子ども虐待の予防・防止に向けた取組

ア 地域における子ども・子育て見守り事業

(取組内容)

妊婦のいる家庭、1歳6か月児・3歳児健診の未受診家庭、保育所や幼稚園に通っていない家庭などに対し、児童委員・主任児童委員、NPO、教育機関、ボランティア等が連携して訪問を行うなど、地域全体で子ども・子育てを見守る先行的な取組(ただし、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議

会)が既に設置され、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び育児支援家庭訪問事業を実施している市町村に限る。)

(支援内容)

原則として、1指定都市・中核市あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

イ 虐待を受けた子どもやその家族への支援・治療の取組

(取組内容)

虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもやその家族に対し、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた支援・治療プログラムの実施し、他の自治体の参考となる特色のある取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組(単なる研修会、講習会の開催等は除く)を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・企業や地域等と連携して、里親月間中に対象を絞り込んだシンポジウムや講演会等の開催
- ・職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

(7) 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組

(取組内容)

中小企業における一般事業主行動計画策定・実施の促進のため、労働局と連携した、事業主への説明会の実施、事業主訪問、周知啓発用資料の作成・提供など、労働局と連携した他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行い、国から求められた場合には、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成21年3月末日までに提出すること。

なお、20年度事業の協議を行う自治体のうち、19年度においても本事業を実施している場合は、19年度事業の実施の内容や事業展開が20年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、20年度の協議にあたって、必ず、19年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の工夫がない事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単発の単なるイベント的事业
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

事 務 連 絡

平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

児 童 手 当 制 度 の 概 要

制 度 の 目 的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する																						
支 給 対 象 手 当 月 額	○小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで） ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：5,000円 第3子以降：10,000円																						
支 払 期 月	○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）																						
所 得 制 限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース：860万円未満 非被用者 収入ベース：780万円未満																						
費 用 負 担	【0歳～3歳未満 児童手当等】 [被用者] <table><tr><td>事業主</td><td>7/10</td><td>国</td><td>1/10</td><td>地方</td><td>2/10</td></tr></table> [特例給付] <table><tr><td>事業主</td><td>10/10</td></tr></table> [非被用者] <table><tr><td>国</td><td>1/3</td><td>地方</td><td>2/3</td></tr></table> [公務員] <table><tr><td>所 属 庁</td><td>10/10</td></tr></table> 【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】 [被用者・非被用者] <table><tr><td>国</td><td>1/3</td><td>地方</td><td>2/3</td></tr></table> [公務員] <table><tr><td>所 属 庁</td><td>10/10</td></tr></table>			事業主	7/10	国	1/10	地方	2/10	事業主	10/10	国	1/3	地方	2/3	所 属 庁	10/10	国	1/3	地方	2/3	所 属 庁	10/10
事業主	7/10	国	1/10	地方	2/10																		
事業主	10/10																						
国	1/3	地方	2/3																				
所 属 庁	10/10																						
国	1/3	地方	2/3																				
所 属 庁	10/10																						
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成20年度予定：1.3/1,000）																						
財 源 内 訳	20' 予算案 (19' 予算額) 給 付 総 額 10,280億円 (10,270億円) 国 庫 2,730億円 (2,750億円) 地 方 5,740億円 (5,760億円) 事業主拠出金 1,810億円 (1,760億円) ※19年度予算における制度改正の影響額は、4月施行のため 10か月ベース ※公務員を含む。																						

児童手当の財源内訳

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)

サラリーマン

自営業者

公務員

<所得制限額>

860.0万円 →

特
例
給
付
本
則
給
付

附則
第6条
780万円 →

事業主 10/10				
事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	国 1/3	地方 2/3

国 10/10	地方 10/10
------------	-------------

3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)

<所得制限額>

860.0万円 →

小
学
校
修
了
前
特
例
給
付

附則
第8条
780.0万円 →

附則
第7条

国 1/3	地方 2/3			
国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	

国 10/10	地方 10/10
------------	-------------

※<所得制限額>は、夫婦＋児童2人家庭の場合の年収ベース。

※所得制限は、主たる生計維持者について適用する。

(資料7)

平成20年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)

改 正 案	現 行
18科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日 第一次改正 ※科生第※号 厚生労働省発雇児第※号 平成※年※月※日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。	18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

改 正 案	現 行
別 紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 現行のとおり (略) (交付の目的) 2 現行のとおり (略) (交付の対象) 3 現行のとおり (略)	別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 放課後子どもプラン推進事業費補助金とは、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業費補助金及び厚生労働省所管の児童育成事業費補助金の一部である放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業費、放課後子ども環境整備事業費、放課後児童クラブ支援事業費）の両補助金を総称するものである。 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金は、以下の（1）～（7）の事業を実施するために必要な経費のうち、

改 正 案	現 行
	補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 放課後子ども教室推進事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村(特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (2) 放課後子ども教室備品整備事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (4) 放課後児童健全育成事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

改 正 案	現 行
(交付額の算定方法) 4 現行のとおり (略)	(5) 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。 (6) 放課後児童クラブ支援事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。 (7) 放課後児童指導員等資質向上事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIVに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費、放課後子ども教室推進事業費等 (特別支援学校での実施に限る) 及び放課後児童指導

改 正 案	現 行
(交付の下限) 5 現行のとおり (略)	員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 指定都市・中核市分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (3) 市町村分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。 (交付の下限) 5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないもの

改 正 案	現 行
(交付の条件) 6 現行のとおり (略)	とする。 (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 直接補助事業に係る場合 ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式7による中止（廃止）承認申請書を提出し、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。 イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、令第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。 ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。 (2) 間接補助事業に係る場合 ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」

改 正 案	現 行
	とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。 イ 指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。 (ア) (1) のアからエに掲げる条件（ただし、この場合において(1) のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「指定都市又は中核市の市長」と、(1) のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「指定都市又は中核市の市長の承認」と(1) のウ中「国庫」とあるのは、「指定都市又は中核市」と読み替えるものとする。） (イ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、別紙様式第8に準じた様式により速やかに指定都市又は中核市の市長に報告しなければならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うこと。 また、指定都市又は中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を指定都市又は中核市に返還するものとする。 (ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に

改 正 案

現 行

について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

エ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を国庫に返還するものとする。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に、別紙様式3による補助金交付決定通知書を送付するものとする。

(申請手続)

7 現行のとおり (略)

(交付の決定)

8 現行のとおり (略)

改 正 案	現 行
(申請の取下げ) 9 現行のとおり (略) (変更申請手続) 10 現行のとおり (略) (補助金の概算払) 11 現行のとおり (略) (状況報告) 12 現行のとおり (略) (実績報告) 13 現行のとおり (略)	(申請の取下げ) 9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。 取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を担当大臣に提出しなければならない。 (変更申請手続) 10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、7に定める申請手続に基づき、別紙様式4による変更申請書に関係書類を添えて、毎年度1月末日までに担当大臣に提出しなければならない。 (補助金の概算払) 11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。 (状況報告) 12 担当大臣は、必要があると認めるときは、補助事業等の状況に関する報告を求めることができるものとする。 (実績報告) 13 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。 (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業都道府県知事は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提

出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

14 担当大臣は、13の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（10に基づく決定をした場合は、その決定の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式6による交付額確定通知書を送付するものとする。

(補助金の返還)

15 担当大臣は、13に基づく交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

補助金の返還期限は、補助金の額を確定した日から２０日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、９０日以内とすることができる。

また、履行期限までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

16 担当大臣は、6（１）アによる補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び

改 正 案	現 行
(その他) 17 現行のとおり (略) 附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。	次の(1)に掲げる場合には、8の交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。 (1) 交付決定の取消等を行う場合 ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく担当大臣の処分若しくは指示に違反した場合 イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 ウ 補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 (2) 担当大臣は、交付決定の取消等をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (3) 担当大臣は、(2)における返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。 (4) (2)に基づく補助金の返還及び(3)における加算金の納付については、15の規定を準用する。 (その他) 17 特別の事情により4、7、10及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

改 正 案

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人） 当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人） 当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人） 当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上） 当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの 250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額 (7) 平日分（1日6時間を超え、18時 を越えて開設する場合） 199,000円×「18時を越える時間」 の年間平均時間数 (4) 長期休暇分（1日8時間を超えて開設する 場合） 90,000円×「1日8時間を超える 時間」の年間平均時間数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上） 当たり年額 1,611,000円×か所数 ② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、 18時を越えて開設する場合） 199,000円×18時を越える時間数	放課後児童クラブの運営に必要な 経費（飲食物費を除く。）	1/3

現 行

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人） 当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人） 当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人） 当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上） 当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの 250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、 18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入 れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上） 当たり年額 1,611,000円×か所数 ② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、 18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 296,000円×か所数	放課後児童クラブの運営に必要な 経費（飲食物費を除く。）	1/3

改 正 案

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円 3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
	放課後児童指導員等資質向上事業費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

現 行

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円 3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
	放課後児童指導員等資質向上事業費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

改 正 案

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表1

現行のとおり (略)

別表2

1 放課後子ども教室推進事業等
(略)

2 放課後児童健全育成事業等

〈1〉即遺府概分

①、給油給水設備修繕費向上率算定									
給油設備修繕費		給水設備修繕費		修繕費		修繕費		修繕費	
年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額
昭和55年度	100000	昭和55年度	100000	昭和55年度	100000	昭和55年度	100000	昭和55年度	100000
昭和56年度	100000	昭和56年度	100000	昭和56年度	100000	昭和56年度	100000	昭和56年度	100000
昭和57年度	100000	昭和57年度	100000	昭和57年度	100000	昭和57年度	100000	昭和57年度	100000
昭和58年度	100000	昭和58年度	100000	昭和58年度	100000	昭和58年度	100000	昭和58年度	100000
昭和59年度	100000	昭和59年度	100000	昭和59年度	100000	昭和59年度	100000	昭和59年度	100000
昭和60年度	100000	昭和60年度	100000	昭和60年度	100000	昭和60年度	100000	昭和60年度	100000
昭和61年度	100000	昭和61年度	100000	昭和61年度	100000	昭和61年度	100000	昭和61年度	100000
昭和62年度	100000	昭和62年度	100000	昭和62年度	100000	昭和62年度	100000	昭和62年度	100000
昭和63年度	100000	昭和63年度	100000	昭和63年度	100000	昭和63年度	100000	昭和63年度	100000
昭和64年度	100000	昭和64年度	100000	昭和64年度	100000	昭和64年度	100000	昭和64年度	100000
昭和65年度	100000	昭和65年度	100000	昭和65年度	100000	昭和65年度	100000	昭和65年度	100000
昭和66年度	100000	昭和66年度	100000	昭和66年度					

(2) 健康城市·中法商分

• 按照《规定》要求，中介机构等费用向上市企业

[illegible]

•放課後児童健全育成事業

[illegible]

現 行

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表 1

現行のとおり (略)

別表2

1 放課後子ども教室推進事業等
(略)

2 放課後児童健全育成事業等

• 放課後児童指導員等員費向上率系費

郵便局名	支 出 予 次 額	対 象 給 付		国庫補助金本額 (7)と(8)の差額 少ない方の額(2)×1/2	国庫補助金 (2)×1/2
		執行費その他の 収入額(1)-(2)	給 付 額 (1)-(2)		
		円	円	円	円

(2) 得定額市・中核市分

·放罪後兒童進移民等成笑話上事索費

指定都市、中核都市	支 延 子 施 賦	交付金その他の経費の引当金	基 本 額	指定都市基本額(なおろを比較して少ない方の額)1号(受入1/2)

• 放逐後竟重獲全席陳惠敏狂舞

[illegible]

改正案

②放課後児童健全育成事業費

※ 関係補助事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長期間開設	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
合 計	クラブ	日	日		時間 時間	()	()	()	か所	か所	

- (注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均時間数を、「長期間開設の長期休業分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

※ 関係補助事業計画書(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-350	開設時間	長期間開設	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
合 計	クラブ	日	日		時間 時間	()	()	()	か所	か所	

- (注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均時間数を、「長期間開設の長期休業分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

現 行

②放課後児童健全育成事業費

※ 関係補助事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長期間開設	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
合 計	クラブ	日	日		時間 時間	()	()	()	か所	か所	

- (注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
- (注3)「児童数の対象は、障害児、身体障害者手帳、特別児童手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により、児童に該当すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

※ 関係補助事業計画書(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-350	開設時間	長期間開設	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	平日分 長期休業日等時						年 月 日
合 計	クラブ	日	日		時間 時間	()	()	()	か所	か所	

- (注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
- (注3)「児童数の対象は、障害児、身体障害者手帳、特別児童手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により、児童に該当すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

改正案

⑤ 関係補助事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

平成27年度児童クラブ運営12ヵ月実績報告書（市内小・中・高・特別支援学校児童クラブ）												
実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	開設状況		実 績 数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
					長時間開設 平日分	長期休業 日分	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日		施設	施設	人	人	人	か所	か所	

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均総開設数(「長時間開設の長期休業日分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合の年間平均総開設数」を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

⑥ 関係補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

児童福祉施設事業報告書（児童福祉施設）											
実施市名		放課後児童クラブ名		開設状況			実 績			年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設		計		
							平日分	長期休業 日分			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			1～3年	4～6年			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			()	()	()	()	年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			()	()	()	()	年 月 日
合 計	クラブ	日	日		施設	施設	()	()	()	()	か所 か所

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均総開設数(「長時間開設の長期休業日分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合の年間平均総開設数」を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現 行

⑤ 関係補助事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
						1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日		加所	()	()	()	加所	か所	か所

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「児童数」欄は児童数を記入する場合は○印を付すること。
(注3)児童数の対象は、障害児数、身体障害児数、特別児童手帳持主児童数を所記していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の児童等により
要領に記述すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

⑥ 関係補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
						1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日		加所	()	()	()	加所	か所	か所

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「児童数」欄は児童数を記入する場合は○印を付すること。
(注3)児童数の対象は、障害児数、身体障害児数、特別児童手帳持主児童数を所記していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の児童等により
要領に記述すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
合 計	クラブ			日間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分1日」は、授業日における「1日の開設時間が6時を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間を記入すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a～eの計)

	実施か所数							開設日数加算対象日数
	a	b	c	d	a～d小計	e	a～e合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1～3年	4～6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

現 行

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
合 計	クラブ			か所	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a～eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数加算対象日数	児 童 数			障害児受入
	a	b	c	d	a～d小計	e	a～e合計		1～3年	4～6年	計	
	()	()	()	()	()	()	()		人	人	人	か所
	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、()内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

改 正 案

③放課後子ども環境整備事業費
 現行のとおり (略)

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業
 現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
			合計		合計	
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

現 行

③放課後子ども環境整備事業費
 (略)

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業
 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 (略)

改 正 案

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

国産活動車生産台数(発表数10～19人・開設日数250日以上の設備保有クラブ)											
調査年度町名	放牧設備保有クラブ名	有効開設日数 (台)	開設日数活動車 有効日数 (台・250)	開設内訳		乗員500000		元 東 数		今年途中 に取得した 乗務員数	新規開設 年月日
				乗員500000 乗務員数	乗務員数	1～3年	4～5年	計	分科		
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
小 計	クラブ	日	日	開設	開設	()	()	()	()	分科	分科
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
		日	日	乗員500000 乗務員数	乗務員数	()	()	()	()		年 月 日
小 計	クラブ	日	日	開設	開設	()	()	()	()	分科	分科
合 計 (所 轄 町)	クラブ	日	日	開設	開設	()	()	()	()	分科	分科

[illegible]

現 行

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

不規則活動事業計画書(収支算10～19人・開設日数250日以上の施設(企業・クラブ))												
実施事業計画名	施設・児童クラブ名	年毎開設日数 (a)	開設状況		開 業 数			施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日		
			開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年				計	
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
小 社	クラブ	日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
		日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
小 社	クラブ	日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日
合 計 (計 割 計)	クラブ	日	日	開設日数 計画日数 (a)×100	開設状況	長期開設	1～3年	4～6年	計	施設運営 費人	計割	児童数に 対する 施設開設 年月日

(1)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(2)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(3)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(4)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(5)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(6)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(7)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(8)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(9)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(10)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(11)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(12)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(13)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(14)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(15)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(16)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(17)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(18)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(19)「日本経済新聞」は、毎朝日曜日の「日経新聞」の増刊として発行される場合に付随する。

(20)「日本経済新聞」の1内は、読者数を内数に示すこととし、「日本経済新聞」の読者数を算入する場合は「日経新聞」に付随する。

(21)「日本経済新聞」の発行、販売及び印刷、付録等に関する事項については、この「日本経済新聞」の発行、販売等に関する事項と同一とする。

(22)「日本経済新聞」は、毎朝日

改 正 案

西尾熱帯果樹研究センター35人・施設面積200以上の施設実況調査シート											
		施設概要			完 成 年						
農産物町名	施設実況番号	開設日 (年)	開設日数 対象日数 (42-220)	施設種類 (例) 施設 (例) 施設 (例) 施設	長期間施設 日数 施設 施設	1～3年	4～5年	計	分 別	年度途中 に27名 新規開設	新規開設 年月日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
小 計	クラブ	日	日	施設 施設					計	計	年 月 日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
		日	日	(例) 施設 (例) 施設 (例) 施設							年 月 日
小 計	クラブ	日	日	施設 施設					計	計	年 月 日
合 計 (西町村)	クラブ	日	日	施設 施設					計	計	年 月 日

(注1)「農林漁業等の所得」は、課税上には、(1)自営農林漁業の所得に限定して、かつ(2)のみに限定して算定する場合は、その算定方法が、(「農林漁業等の所得算定方法」)、「(1)の所得額」を基礎として算定する(2)の年度に算定する所得と見なすこと。

(注2)「売買高」の(4)は、除算算入年度内で記入すること。

(注3)「除算算入年度と外算年度」は、年間の経過が6000日以上の場合は、60日をふくむこととした。従来は、長期休業日、土日、曜日及び祝日を除く及びクランプ稼働日との要約判断日とし、基準算入日と外算日とを区別して算定する。外算年度については、除算算入年度と算定すること。

(注4)「外算年度」は、年度途中でクランプを停止した場合は、クランプが停止した年度と外算年度とを算定する。外算年度は、外算年度と外算年度とを算定すること。

(注5)「年度途中でクランプを停止する場合は、年度途中でクランプを停止した年度と外算年度とを算定すること」に即応すること。

(注6)「年間の経過日数」は、(注5)により算定した場合には、除算算入年度と外算年度とを算定すること。

また、農林漁業の所得については、外算年度と外算年度とを算定すること。外算年度と外算年度とを算定する(注6)の(4)については、算定年度は1年を基礎として算定した場合に、算定年度が算定年度と外算年度とを算定すること。

現 行

調布市地区児童計画(児童数20～29人)施設別児童20人以上の施設別児童クラブ)											
実施市町村名	施設別児童クラブ名	実施年度自月 (a)	開校日施設別 児童数 (a)-230	施設別児童 数	児童数				分制	年度途中 に25人 新規増設	新規開校 年月日
					1～3年	4～5年	計				
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
		日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	時～時 (施設別児童数)	時～時 (施設別児童数)						年 月 日

[illegible]

改 正 案

4. 国民運動実況調査(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長所開設 延べ日数	1～3年	4～5年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日						か所	か所	
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日						か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ	日	日						か所	か所	

- (注1)「年間開設日数」は、年度中に於ける1日の開設日数を総和し、かつ1日2回以上開設する場合に2回を付すこと。
(注2)「児童数」の(1)内は、年度途中に於ける児童数を記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は250日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基幹開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則9時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基幹数の算出については、月割により算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基幹開設日数(250日)に満たないクラブは補助数であるので注意すること。

現 行

4. 国民運動実況調査(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長所開設 延べ日数	1～3年	4～5年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日						か所	か所	
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日						か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ	日	日						か所	か所	

- (注1)「年間開設日数」は、年度中に於ける1日の開設日数を総和し、かつ1日2回以上開設する場合に2回を付すこと。
(注2)「児童数」の(1)内は、年度途中に於ける児童数を記入すること。また、「児童数」の(2)内は、年度途中に於ける児童数を記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は250日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基幹開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則9時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基幹数の算出については、月割により算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基幹開設日数(250日)に満たないクラブは補助数であるので注意すること。

改 正 案

● 児童福祉事業計画調査(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長期間開設	1～3年	4～5年	計
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
小 計	クラブ			施設	人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
小 計	クラブ			施設	人	人	人
合 計 (市町村)	クラブ			施設	人	人	人

(注1)「長期間開設の率(分)欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の施設平均値を記入すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

現 行

● 児童福祉事業計画調査(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長期間開設	1～3年	4～5年	計
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
小 計	クラブ			施設	人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人
小 計	クラブ			施設	人	人	人
合 計 (市町村)	クラブ			施設	人	人	人

(注1)「長期間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改正案

f 国庫補助事業計画書 総括表(a～eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児童数		
	1～3年	4～6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
現行のとおり (略)

現行

f 国庫補助事業計画書 総括表(a～eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数	児童数			
実施市町村名		a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計	1～3年	4～6年	計	障害児 受入
		()	()	()	()	()	()	()	人	人	人	か所
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
(略)

改 正 案

現 行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		会社		会社		
〇〇市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村数)	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

(略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

(略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

改 正 案	現 行
別紙様式3 現行のとおり (略) 別紙様式4 現行のとおり (略) 別表1 現行のとおり (略) 別表2 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)	別紙様式3 (略) 別紙様式4 (略) 別表1 (略) 別表2 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)

改 正 案

2 放課後児童健全育成事業等

(1) 結構関係分

·拉西坎元聖相導具等對實向上事取代

[illegible]

《2》指定圖例・申請部外

• 加強使用重慶郵局特快郵件上車收發

[illegible]

• 地盤改良工事の費用は、地盤改良の範囲と地盤改良の方法によって異なる。

[illegible]

現 行

2 放課後児童健全育成事業等

【1】都通所部

• 旅遊性災害指導員等負責向上事世界

組別	式	算	出	程	計算式とその値	結果	出題者の基本意図
					$\begin{aligned} \text{①} & \text{ 算入額} \times \frac{1}{2} \\ \text{②} & \text{ 算入額} \times (1 - \frac{1}{2}) = 0 \end{aligned}$		①と②を総じて 全労賃の1/2

(2) 穩定都市・中核市外

• 歡迎各界踴躍參加及踴躍贊助

[illegible]

• 如何處理黑領常規或不廉價

[illegible]

改 正 案

2 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

現行のとおり (略)

②放課後児童健全育成事業費

事業実績(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における 新規開設	新規開設 年月日	
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (b-250)	開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年				計
					平日分	長期休業 等分						
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人		年 月 日	
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人		年 月 日	
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人		年 月 日	
合 計	クラブ	日	日		時間	時間	人	人	人	か所	か所	

(注1)「長時間開設の平日分(欄)」は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「長時間開設の長期休業等分(欄)」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数(欄)」内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「開設日数(対児童数)」は「年間開設日数」が900日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注6)「新規開設年月日(欄)」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等を基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現 行

2 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

(略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

(略)

②放課後児童健全育成事業費

※ 事業実績(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設時間 (b)～(c)	長時間開設		児童数				
				1～3年	4～5年	計	児童数 要入			
		日	日 (長期休業日等時間)		人	人	人			年 月 日
		日	日 (長期休業日等時間)		人	人	人			年 月 日
		日	日 (長期休業日等時間)		人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日 (長期休業日等時間)	加所	人	人	人	加所	か所	か所

(注1)「長時間開設の平日分(欄)」は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」に○印を付すること。

(注2)「児童数(欄)」内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)「開設日数(対児童数)」は「年間開設日数」が900日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注6)「新規開設年月日(欄)」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等を基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改正案

事業実績(児童数20～39人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況				児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	基期前開設		1～3年	4～6年	計			
					平日分	長期休業 延日						
		日	日	時～時 (長期休業 等除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業 等除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業 等除く)			人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時～時 (長期休業 等除く)	時間	時間	人	人	人	か所	か所	

- (注1)「長時間開設の延日分」は、授業日における「1日の開設時間が9時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「長時間開設の長延日分」は、「1日の開設時間が9時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の()内は、児童数を記入する場合は「児童数」欄に記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が9時間以上の場合、50日を記入すること。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、年度途中で1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数39～70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

児童数(児童数39～ハッパ開設日数250日以上の放課後児童クラブ)												
実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開 設 状 況		児 童 数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				開設時間	長時間開設 平日分	長時間開設 非公分	1～3年	4～5年				計
		日	日	時～時 (長期休業 除く)				人	人	人		年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業 除く)				人	人	人		年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業 除く)				人	人	人		年 月 日
合 計	クラブ	日	日		時間	時間		人	人	人	か所	か所

- (注1)「長時間開設の延日分」は、授業日における「1日の開設時間が9時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「長時間開設の長延日分」は、「1日の開設時間が9時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の()内は、児童数を記入する場合は「児童数」欄に記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が9時間以上の場合、50日を記入すること。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、年度途中で1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現 行

事業実績(児童数20～39人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況				児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計				
								児童 受入				
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		()	()	()				年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)		()	()	()				年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時～時 (長期休業日等 除く)	か所	()	()	()	か所	か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における「1日の開設時間が9時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の()内は、児童数を記入する場合は「児童数」欄に記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が9時間以上の場合、50日を記入すること。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、年度途中で1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数39～70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況				児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)			人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時～時 (長期休業日等 除く)	か所		人	人	人	か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における「1日の開設時間が9時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の()内は、児童数を記入する場合は「児童数」欄に記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が9時間以上の場合、50日を記入すること。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、年度途中で1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	設 置 状 況				児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年	計			
					平日分	長期休業 等分						
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 時間)			人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時間	時間		人	人	人	か所	か所	

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均時間数を、「長期間開設の基準時間分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規に開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	児童数		
					1～3年	4～6年	
		日	時～時 (長期休業日等時間)		人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時間)		人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時間)		人	人	
合 計	クラブ			時間	人	人	か所

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

現 行

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況				児 童 数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	数						
						1～3年	4～6年	計	障害児入会			
		日	日	時～時 (長期休業等時間)		人	人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業等時間)		人	人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業等時間)		人	人	人	人			年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時間	時間	人	人	人	人	ヵ所	ヵ所	ヵ所

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
(注3)「児童数の対象」は、児童数、身体障害者手帳、特別児童手帳等障害者手帳を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、感傷、児童相談所等公的機関の児童等により委託されていること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規に開設する場合に○印を付すること。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間 開設	計		
					1～3年	4～6年	
		日	(時～時) (長期休業日等時 間)		人	人	人
	日	(時～時) (長期休業日等時 間)			人	人	人
	日	(時～時) (長期休業日等時 間)		人		人	人
合 計	クラブ			人	人	人	か所

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

f 事業実績 総括表(a～eの計)

	実施か所数							開設日数加算対象日数
	a	b	c	d	a～d小計	e	a～e合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	平日分	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	—	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1～3年	4～6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
現行のとおり (略)

④放課後児童クラブ支援事業費
a ボランティア派遣事業
現行のとおり (略)

現 行

f 事業実績 総括表(a～eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数加算対象日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a～d小計	e	a～e合計		1～3年	4～6年	計	障害児受入
	()	()	()	()	()	()	()		人 ()	人 ()	人 ()	か所

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
(略)

④放課後児童クラブ支援事業費
a ボランティア派遣事業
(略)

改 正 案						現 行					
b 放課後子どもプラン実施支援等事業 現行のとおり (略)						b 放課後子どもプラン実施支援等事業 (略)					
c 放課後児童の衛生・安全対策事業 現行のとおり (略)						c 放課後児童の衛生・安全対策事業 (略)					
d 障害児受入推進事業											
市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考					
		合計		合計							
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣										
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出										
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助										
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣										
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出										
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助										
会社 (市町村費)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣										
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出										
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助										

〔注1〕「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

〔注2〕当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

改正案

現行

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

※事業費概算(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設時間 (b)	児童数			年度途中 に閉鎖 する施設	新規開設 年月日
				1～3年	4～5年	計		
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
小 計	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
小 計	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所
合 計 (市町村)	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所

(注1)「年間開設日数」は、年度中に1日の開設日数が1日以上ある施設を1施設として、かつ1施設を複数回開設する場合は、その開設日数の総和を算入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は、年間開設日数が250日以上の施設、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含んでいるので、別表日数については、開設日数が開所日数以上であることを要する。
(注4)「分区分」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、事業費の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

※事業費概算(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設時間 (b)	児童数			年度途中 に閉鎖 する施設	新規開設 年月日
				1～3年	4～5年	計		
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
小 計	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
		日	時～時 (長期休業日等 除く)					年 月 日
小 計	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所
合 計 (市町村)	クラブ	日	時～時 (長期休業日等 除く)				か所	か所

(注1)「年間開設日数」は、年度中に1日の開設日数が1日以上ある施設を1施設として、かつ1施設を複数回開設する場合は、その開設日数の総和を算入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は、年間開設日数が250日以上の施設、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含んでいるので、別表日数については、開設日数が開所日数以上であることを要する。
(注4)「分区分」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、事業費の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

市町村名		幼稚園児童数	年開園日数 (a)	開園日数加算 対象日数 (a)-250	開園時間	長時間開園 延日分	児童数			分割	年度途中 における 新規開園	新規開園 年月日
							1～3年	4～6年	計			
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ		日	日		時間	時間			か所	か所	
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
			日	日	時～時 (長期休業日等 除く)							年 月 日
小 計	クラブ		日	日		時間	時間			か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ		日	日		時間	時間			か所	か所	

[illegible]

現 行

b.事業費(1)定員数20～35人・開設日数250日以上の地域体育クラブ		制 度 状 況		元 重 数				分割	年度途中 に自ける 新規開設	新規開設 年月日	
実施市町村名	放課後児童クラブ名	年制開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年				計
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	全所					全所	全所
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日 時～時 開設)							年 月 日
小 計	クラブ	日	日	/	全所					全所	全所
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	/	全所					全所	全所

[illegible]

改 正 案

現 行

※ 事業実績(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開 設 状 況		児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期間開設 翌日分	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
小 計	クラブ	日	日		総数				か所	か所	か所	
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
小 計	クラブ	日	日		総数				か所	か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ	日	日		総数				か所	か所	か所	

(注1)「長期間開設の翌日分」は、休業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」が年間開設日数に500日以上の場合は、90日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則0時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

※ 事業実績(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開 設 状 況		児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期間 開設	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
小 計	クラブ	日	日		か所				か所	か所	か所	
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等 除く)								年 月 日
小 計	クラブ	日	日		か所				か所	か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ	日	日		か所				か所	か所	か所	

(注1)「長期間開設」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」欄は障害児を受入れる場合に○印を付すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」が年間開設日数に500日以上の場合は、90日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則0時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

4 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	設 置 状 況				児 童 数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対応日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	児童数						
					平日数	長期休 暇日数	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	時間	時間	人	人	人	か所	か所	年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)			人	人	人			年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	時間	時間	人	人	人	か所	か所	年 月 日
合 計 (市町村)	クラブ	日	日	時～時 (長期休業日等時～時)	時間	時間	人	人	人	か所	か所	年 月 日

〔注1〕「長期開設日数」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合、1日の開設時間を6時間を超えて開設する場合の年間平均開設時間を記入すること。
 〔注2〕「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
 〔注3〕「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が500日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 〔注4〕「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 〔注5〕「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
 〔注6〕「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

4 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名		放課後児童クラブ名	開設状況		児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
小 計		クラブ	日	日		ヵ所		人	ヵ所	ヵ所	
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人			年 月 日
小 計		クラブ	日	日		ヵ所		人	ヵ所	ヵ所	
合 計 (市町村)		クラブ	日	日		ヵ所		人	ヵ所	ヵ所	

〔注1〕「長期開設日数」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
 〔注2〕「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数」の欄は児童数を記入する場合に○印を付すること。
 〔注3〕「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が500日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 〔注4〕「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 〔注5〕「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
 〔注6〕「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

e. 事業実績(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長時間 開設	児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間		1～3年	4～5年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
小 計	クラブ			超過	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
小 計	クラブ			超過	人	人	人	か所
(合 計)	クラブ			超過	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合は1の年間平均時間数
を記入すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

現 行

e. 事業実績(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長時間 開設	児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間		1～3年	4～5年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
小 計	クラブ			超過	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 間除く)		人	人	人	
小 計	クラブ			超過	人	人	人	か所
(合 計)	クラブ			超過	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

f 事業実績 総括表(a～eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児 童 数		
	1～3年	4～6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

現行のとおり (略)

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

現行のとおり (略)

現 行

f 事業実績 総括表(a～eの計)

実施市町村数	実施か所数						開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a～d 小計	e	a～e 合計	1～3年	4～6年	計	障害児 受入
	()	()	()	()	()	()	()	人	人	人	か所
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

(略)

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

(略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

(略)

改 正 案

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配属人数		か所数		備考
		合計		合計		
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

別紙様式6

現行のとおり (略)

別紙様式7

現行のとおり (略)

別紙様式8

現行のとおり (略)

現 行

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 (略)

別紙様式6

(略)

別紙様式7

(略)

別紙様式8

(略)

(別紙)

児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
別 紙 児童厚生施設等整備費交付要綱 (通則) 1. (略) (交付の目的) 2. (略) (定 義) 3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (略) 4. (略)	別 紙 児童厚生施設等整備費交付要綱 (通 則) 1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。 (定 義) 3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。以下同じ。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。以下同じ。）。 (2) 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ室」という。）。 4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

改 正 後		現 行	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。 ただし、 <u>小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）</u> においては、 <u>年長児童用整備を伴う整備</u> をすること。	創設 改築 拡張	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備をすること。 (1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
改築	既存施設の改築整備をすること。 ただし、 <u>小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）</u> においては、 <u>年長児童用整備を伴う整備</u> をすること。	大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。
拡張	(1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。		
大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。		
(交付の対象)		(交付の対象)	
5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。		5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	
(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備		(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備	
(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備		(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備	
(3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助		(3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助	
(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助		(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助	

改 正 後	現 行
(5) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備 (整備補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略)	(5) 指定都市及び中核市が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備 (6) 市町村が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助 (7) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設 (整備補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用（B型児童館の野外活動設備に要する費用を除く。） (4) その他整備費として適当と認められない費用 (交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 都道府県設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 (2) 指定都市及び中核市設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 (3) 市町村設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

改 正 後	現 行
(4) (略) なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成19年度の単価を適用する。 (交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(4) 社会福祉法人等設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成18年度の単価を適用する。 (交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ア. 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。) イ. 建物等の用途 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

改 正 後	現 行
(9) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (申請手続) 9. (略) (変更申請手続) 10. (略)	(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。 (10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。 (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。 (12) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。 この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。 (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。 (14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 9. 補助金の交付の申請は、別紙1から5の様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (変更申請手続) 10. 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

改正後	現行
(交付決定までの標準的期間) 1 1. (略) (補助金の概算払) 1 2. (略) (状況報告) 1 3. (略) (実績報告) 1 4. (略) (補助金の返還) 1 5. (略) (その他) 1 6. (略)	(交付決定までの標準的期間) 1 1. 厚生労働大臣は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として120日以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。 (補助金の概算払) 1 2. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (状況報告) 1 3. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙12の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙13の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。 (実績報告) 1 4. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)または(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 (補助金の返還) 1 5. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 (その他) 1 6. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

改 正 後					現 行				
別 表					別 表				
算 定 基 準					算 定 基 準				
1 区 分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	1 区 分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施 設 整 備 費	創 設 及 改 築	工 事 費	1 施設の種類ごとに次に掲げる額 (1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000 平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 356,800円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館 (1,500 平方メートル以上) 535,414千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。) (2) 小型児童館 (217.6 平方メートル以上) 31,105千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2 平方メートル以上) 23,826千円 (3) 児童センター (336.6 平方メートル以上) 46,859千円 ただし、大型児童センター (500 平方メートル以上) については、次に掲げる額。 62,516千円 (4) 放課後児童クラブ室 ((2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。) 12,500千円 2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室 (31.8平方メートル以上) を設ける場合、次の額を加算する。 3,981千円 3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 100,389千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,469千円	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)	施 設 整 備 費	創 設 及 改 築	工 事 費	1 施設の種類ごとに次に掲げる額 (1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000 平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 356,800円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館 (1,500 平方メートル以上) 535,414千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。) (2) 小型児童館 (217.6 平方メートル以上) 29,112千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2 平方メートル以上) 21,833千円 (3) 児童センター (336.6 平方メートル以上) 44,866千円 ただし、大型児童センター (500 平方メートル以上) については、次に掲げる額。 62,516千円 (4) 放課後児童クラブ室 ((2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。) 12,500千円 2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室 (31.8平方メートル以上) を設ける場合、次の額を加算する。 3,981千円 3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 100,389千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,469千円	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)

改 正 後				現 行			
		大型児童センターについては、1施設 当たり 4, 4 6 2千円				ただし、年長児童用設備を施設と一体的に整備する小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）については、1,993千円を限度に加算する。 大型児童センターについては、1施設 当たり 4, 4 6 2千円	
		4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の（3）のアの（イ）及び2の（3）のアの（エ）に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3, 6 8 2千円	車両の購入費及び改装費			4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の（3）のアの（イ）及び2の（3）のアの（エ）に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3, 6 8 2千円	車両の購入費及び改装費
		5 平成3年11月25日社施第 121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。				5 平成3年11月25日社施第 121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。	
	拡 張	1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄（1）の場合119 平方 米を限度とし、同欄（2）の場合31.8平方 米を限度とする。）に付表2に掲げる1平方 米当たり基準単価（実1平方米当たり単価 が、1平方米当たり基準単価に満たないと きは実1平方米当たり単価とする。）を乗 じて得た額。	拡張に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事務費		拡 張	1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄（1）の場合119 平方 米を限度とし、同欄（2）の場合31.8平方 米を限度とする。）に付表2に掲げる1平方 米当たり基準単価（実1平方米当たり単価 が、1平方米当たり基準単価に満たないと きは実1平方米当たり単価とする。）を乗 じて得た額。	拡張に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事務費
		2 既存の小型児童館又は児童センター（大 型児童センターを除く。）で年長児童用設 備を施設と一体的に整備する場合、次の額 を加算する。 1施設当たり 4, 4 6 2千円				2 既存の小型児童館又は児童センター（大 型児童センターを除く。）で年長児童用設 備を施設と一体的に整備する場合、次の額 を加算する。 1施設当たり 4, 4 6 2千円	
	大規模修繕	1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。 ただし、第5欄に定める対象経費の実支 出額（以下「実支出額」という。）がこれ に満たないときは、実支出額とする。	大規模修繕に必要な工事 費又は工事請負費及び工事 事務費		大規模修繕	1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。 ただし、第5欄に定める対象経費の実支 出額（以下「実支出額」という。）がこれ に満たないときは、実支出額とする。	大規模修繕に必要な工事 費又は工事請負費及び工事 事務費
		2 既存の小型児童館又は児童センター（大 型児童センターを除く。）で年長児童用設 備を施設と一体的に整備する場合、次の額 を加算する。 1施設当たり 4, 4 6 2千円				2 既存の小型児童館又は児童センター（大 型児童センターを除く。）で年長児童用設 備を施設と一体的に整備する場合、次の額 を加算する。 1施設当たり 4, 4 6 2千円	

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2 (略)

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都 道 府 県 の 人 口 規 模	補 助 基 準 面 積 の 上 限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 4 , 9 0 0 円	

改 正 後	現 行
別紙1 (略)	別紙1 5 (1) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 申 請 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 事 業 計 画 別紙(2)のとおり (添付書類) 都道府県の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙(1)

大型児童館(A型、B型)整備費申請額算出内訳

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²					m ²				
工 事 事 務 費											
初度設備相当加算											
移動型児童館用車両		台					台				
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費については対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

改 正 後	現 行
別紙(2)	別紙(2)
事業計画	事業計画
1 対象施設の概要	1 対象施設の概要
(1) 施設の名称	(1) 施設の名称
(2) 所在地	(2) 所在地
(3) 事業の目的及び効果	(3) 事業の目的及び効果
(4) 設置主体及び経営主体	(4) 設置主体及び経営主体
(5) 利用(1日当たり予定)人員	(5) 利用(1日当たり予定)人員
乳幼児	乳幼児
小学生	小学生
中学生等	中学生等
計	計
2 施設整備費に係る事業計画	2 施設整備費に係る事業計画
(1) 施設の規模及び構造	(1) 施設の規模及び構造
ア 敷地面積	ア 敷地面積
イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)	イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
ウ 整備の区分	ウ 整備の区分
施設整備の区分(創設、改築、大規模修繕の別)	施設整備の区分(創設、改築、大規模修繕の別)
(初度設備相当加算、移動型児童館用車両の有無)	(初度設備相当加算、移動型児童館用車両の有無)
エ 建物の面積 建築面積 m ² 、延面積 m ²	エ 建物の面積 建築面積 m ² 、延面積 m ²
オ 建物の構造 (造)	オ 建物の構造 (造)
(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。	(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。	2 配置図及び各階平面図を添付すること。
3 B型児童館については、上記に加え近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。	3 B型児童館については、上記に加え近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。
(2) 整備費内訳	(2) 整備費内訳
ア 工事費	ア 工事費
イ 工事事務費	イ 工事事務費
ウ (小計)	ウ (小計)
エ その他の工事費	エ その他の工事費
オ 初度設備	オ 初度設備
カ 移動型児童館用車両	カ 移動型児童館用車両
キ 合計	キ 合計

改 正 後	現 行																		
	初度設備の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">単 価</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 35%;">整備目的及び 必要理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。 ア 整備車両の概要説明書 イ 車両整備を必要とする理由・目的 (3) 財源内訳 ア 国庫補助金 _____ 円 イ 設置者負担金 _____ 円 (内訳) 一般財源 _____ 円 地方債 _____ 円 寄付金 _____ 円 ウ 合 計 _____ 円 (4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日 (5) その他参考事項	品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由				円	円		計					
品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由														
			円	円															
計																			

改 正 後	現 行
別紙2 (略)	別紙2 5 (2) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長  平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 申 請 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 申請額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 事 業 計 画 別紙 (2) のとおり (添付書類) 指定都市又は中核市の歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 の他 収入 E 円	差 引 額 (A-E) 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初 度 設 備 相 当 加 算											
年 長 児 童 用 加 算											
移 動 型 児 童 館 用 車 両		台					台				
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 の他 収入 E 円	差 引 額 (A-E) 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初 度 設 備 相 当 加 算											
年 長 児 童 用 加 算											
移 動 型 児 童 館 用 車 両		台					台				
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改 正 後		現 行	
別紙(2) 事業計画		別紙(2) 事業計画	
1 対象施設の概要		1 対象施設の概要	
(1) 施設の名称		(1) 施設の名称	
(2) 所在地		(2) 所在地	
(3) 事業の目的及び効果		(3) 事業の目的及び効果	
(4) 設置主体及び経営主体		(4) 設置主体及び経営主体	
(5) 利用(1日当たり予定)人員	乳幼児 _____人 小学生 _____人 中学生等 _____人 計 _____人	(5) 利用(1日当たり予定)人員	乳幼児 _____人 小学生 _____人 中学生等 _____人 計 _____人
2 施設整備費に係る事業計画		2 施設整備費に係る事業計画	
(1) 次世代育成支援行動計画等名		(1) 施設の規模及び構造	
(注) 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写しを添付すること。		ア 敷地面積 _____m ²	
(2) 施設の規模及び構造		イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)	
ア 敷地面積 _____m ²		ウ 整備の区分	
イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)		施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別)	
ウ 整備の区分		(初度設備相当加算、年長児童用加算、移動型児童館用車両の有無)	
・施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別)		エ 建物の面積 建築面積 _____m ² 、延面積 _____m ²	
(初度設備相当加算、年長児童用加算(拡張又は大規模修繕に限る。)、移動型児童館用車両の有無)		(放課後児童クラブ室(再掲) _____m ²)	
エ 建物の面積 建築面積 _____m ² 、延面積 _____m ²		オ 建物の構造(_____造)	
(放課後児童クラブ室(再掲) _____m ²)		(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)	
オ 建物の構造(_____造)		なお、拡張の場合は、既存建物との関係を明示すること。	
(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)		2 配置図及び各階平面図を添付すること。	
なお、拡張の場合は、既存建物との関係を明示すること。		なお、拡張の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。	
2 配置図及び各階平面図を添付すること。		3 B型児童館については上記に加え、近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。	
なお、拡張の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。			
3 B型児童館については上記に加え、近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。			
(3) 整備費内訳		(2) 整備費内訳	
ア 工事費 _____円(1m ² 当たり _____円)		ア 工事費 _____円(1m ² 当たり _____円)	
イ 工事事務費 _____円		イ 工事事務費 _____円	
ウ (小計) _____円		ウ (小計) _____円	
エ その他の工事費 _____円		エ その他の工事費 _____円	
オ 初度設備 _____円		(※) オ 初度設備 _____円	
カ 年長児童用設備 _____円		(※) カ 年長児童用設備 _____円	
キ 移動型児童館用車両 _____円		移動型児童館用車両 _____円	
ク 合 計 _____円		ク 合 計 _____円	
(注) カの年長児童用設備には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合には、アの工事費に年長児童用設備の金額を含めて記入すること。			

改 正 後

初度設備、年長児童用設備の内容

(整備区分ごとに記載。創設又は改築の場合には、年長児童用設備の内容を必ず記入すること。)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。
 ア 整備車両の概要説明書
 イ 車両整備を必要とする理由・目的

(4) 財源内訳

ア 国庫補助金	円
イ ○○補助金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
地方債	円
寄付金	円
エ 合 計	円

(5) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 契約年月日
 ウ 着工年月日
 エ 完成年月日
 オ 事業開始年月日

(6) その他参考事項

現 行

(※) オ、カの内容 (整備区分ごとに記載)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。
 ア 整備車両の概要説明書
 イ 車両整備を必要とする理由・目的

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金	円
イ ○○補助金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
地方債	円
寄付金	円
エ 合 計	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 契約年月日
 ウ 着工年月日
 エ 完成年月日
 オ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

改 正 後	現 行
別紙3	別紙3
(略)	5 (3) 又は (4) の間接補助の場合 番 号 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長  平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 申 請 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 申請額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 事 業 計 画 (設置主体から都道府県 (指定都市又は中核市) へ提出された申請書の事業計画の副本) (別紙2の別紙 (2) の様式を準用すること。) (添付書類) ・都道府県 (指定都市又は中核市) 及び設置主体の歳入歳出決算書 (見込書) 抄本

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の種類)

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 その他の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市) 補助額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円				
工 事 費		m ²											
工 事 事 務 費													
初度設備相当加算													
年長児童用加算													
移動型児童館用車両		台					台						
(小 計)													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 L欄には、J欄の金額に都道府県(指定都市又は中核市)の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 7 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の種類)

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 その他の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円				
工 事 費		m ²											
工 事 事 務 費													
初度設備相当加算													
年長児童用加算													
移動型児童館用車両		台					台						
(小 計)													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 L欄には、J欄の金額に都道府県(指定都市又は中核市)の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 8 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改 正 後	現 行
別紙4 (略)	別紙4 5 (5) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 申 請 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 事 業 計 画 別紙(2)のとおり (添付書類) 指定都市又は中核市の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ室整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄附金 の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基 本 額 J 円	国庫補助金 所 要 額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初 度 設 備 相 当 加 算											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2、6%に相当する金額を少なくない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

改 正 後		現 行																	
別紙(2) 事業計画		別紙(2) 事業計画																	
1 対象施設の概要 (1) 施設の名称 (2) 所在地 (3) 事業の目的及び効果 (4) 設置主体及び経営主体 (5) 利用(1日当たり予定)人員 <table border="0"> <tr> <td>乳幼児</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>中学生等</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>_____人</td> </tr> </table>		乳幼児	_____人	小学生	_____人	中学生等	_____人	計	_____人	1 対象施設の概要 (1) 施設の名称 (2) 所在地 (3) 事業の目的及び効果 (4) 設置主体及び経営主体 (5) 利用(1日当たり予定)人員 <table border="0"> <tr> <td>乳幼児</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>中学生等</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>_____人</td> </tr> </table>		乳幼児	_____人	小学生	_____人	中学生等	_____人	計	_____人
乳幼児	_____人																		
小学生	_____人																		
中学生等	_____人																		
計	_____人																		
乳幼児	_____人																		
小学生	_____人																		
中学生等	_____人																		
計	_____人																		
2 施設整備費に係る事業計画 (1) 施設の規模及び構造 ア 敷地面積 _____ m^2 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) ウ 整備の区分 施設整備の区分(創設) (初度設備相当加算の有無) エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2 オ 建物の構造 (_____造) (注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。		2 施設整備費に係る事業計画 (1) 施設の規模及び構造 ア 敷地面積 _____ m^2 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) ウ 整備の区分 施設整備の区分(創設) (初度設備相当加算の有無) エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2 オ 建物の構造 (_____造) (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。																	
(2) 整備費内訳 ア 工事費 _____円 (1 m^2 当たり _____円) イ 工事事務費 _____円 ウ (小計) _____円 エ その他の工事費 _____円 オ 初度設備 _____円 カ 合計 _____円		(2) 整備費内訳 ア 工事費 _____円 (1 m^2 当たり _____円) イ 工事事務費 _____円 ウ (小計) _____円 エ その他の工事費 _____円 オ 初度設備 _____円 カ 合計 _____円																	

改 正 後	現 行																								
	初度設備の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">単 価</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 30%;">整備目的及び 必要理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) 工事費費目別内訳書を添付すること。 (3) 財源内訳 ア 国庫補助金 _____ 円 イ ○○補助金 _____ 円 ウ 設置者負担金 _____ 円 (内訳) 一般財源 _____ 円 地方債 _____ 円 寄付金 _____ 円 エ 合 計 _____ 円 (4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日 (5) その他参考事項	品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由				円	円								計					
品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由																				
			円	円																					
計																									

改 正 後	現 行
別紙 5 (略)	別紙 5 5 (6) の間接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 申 請 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 申請額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 事 業 計 画 (市町村から都道府県へ提出された申請書の事業計画の副本) (別紙 4 の別紙 (2) の様式を準用すること。) (添付書類) ・ 都道府県及び市町村の歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ室整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設)

(施設の名称)

区 分	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄 付 金 其 他 の 入 取 入 金 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			(施設の名称)			
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円	都道府県 補助基本額 J 円	都道府県 補助額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円
工 事 費		m											
工 事 事 務 費													
初 度 設 備 相 当 加 算													
(小 計)													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

改 正 後	現 行
別紙6 (略)	別紙6 5 (1) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり 5 都道府県の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙(1)

大型児童館(A型、B型)整備費精算額算出内訳

(施設の種類)

区 分	支 出 済	対 象 経 費 の 実 支 出 額					寄 付 金	差 引 額	算 定 基 準 に よ る 算 定 額					国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	差引過△
	給 事 業 費 A 円	面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円	額 円	そ の 他 の 収 入 円 E	(A-E) 円 F	面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円	額 円	基 本 額 J 円	所 要 額 K 円	交付決定額 L 円	受 入 済 額 M 円	不足額 (K-M) 円 N		
工 事 費		m						m										
工 事 事 務 費																		
初 度 設 備 相 当 加 算																		
移 動 型 児 童 館 用 車 両		台						台										
(小 計)																		
そ の 他 の 工 事 費																		
合 計																		

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費については対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

改 正 後

別紙(2)

(略)

現 行

別紙(2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
 (2) 所在地
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 利用(1日当たり)人員

乳幼児 _____人
 小学生 _____人
 中学生等 _____人
 計 _____人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____m²
 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
 ウ 整備の区分

施設整備の区分(創設、改築、大規模修繕の別)

(初度設備相当加算、移動型児童館用車両の有無)

- エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²
 オ 建物の構造 (_____ 造)
 カ 野外活動用設備等の状況(B型児童館に限る。)

(2) 支出事業費総額

- ア 工事費 _____円 (1m²当たり _____円)
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 オ 初度設備 _____円
 カ 移動型児童館用車両 _____円
 キ 合 計 _____円

初度設備の内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

改 正 後	現 行
(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。 (3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 工事契約金額報告書(別紙①) 7 契約書(又は請書)の写 8 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 9 車両内外主要部分の写真	(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。 (3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 工事契約金額報告書(別紙①) 7 契約書(又は請書)の写 8 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 9 車両内外主要部分の写真

改 正 後	現 行																		
別紙① (略)	番 年 月 日 各 都道府県知事 殿 社会福祉法人 ○○○会 理 事 長 ○○○○ 施工業者 株式会社 △△△建設 代表取締役 △△△△ 工事契約金額報告書 発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">契 約 年 月 日</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初○○工事請負契約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>○○変更（追加）契約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>設 計 監 理 委 託 契 約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </tbody> </table>		契 約 年 月 日	金 額	当初○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円	○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円		平成 年 月 日	金 円	設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円		平成 年 月 日	金 円
	契 約 年 月 日	金 額																	
当初○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円																	
○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円																	
	平成 年 月 日	金 円																	
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円																	
	平成 年 月 日	金 円																	

改 正 後	現 行
別紙 7	別紙 7
(略)	5 (2) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 事業実績報告書 別紙 (2) のとおり 5 指定都市又は中核市の歳入歳出決算書 (見込書) 抄本

別紙(1)

児童厚生施設整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の種類)

区 分	支出 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円	国庫補助金 交付決定額 L 円	国庫補助金 受入額 M 円	差引額 不足額 (K-M) N 円
		面積等 B	単価 C 円	金額 D 円			面積等 G	単価 H 円	金額 I 円					
工 事 費		㎡												
工 事 事 務 費														
初 度 設 備 相 当 加 算														
年 長 児 童 用 加 算														
移 動 用 児 童 館 用 車 両		台					台							
(小 計)														
そ の 他 の 工 事 費														
合 計														

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2、6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

児童厚生施設整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の種類)

区 分	支出 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円	国庫補助金 交付決定額 L 円	国庫補助金 受入額 M 円	差引額 不足額 (K-M) N 円
		面積等 B	単価 C 円	金額 D 円			面積等 G	単価 H 円	金額 I 円					
工 事 費		㎡												
工 事 事 務 費														
初 度 設 備 相 当 加 算														
年 長 児 童 用 加 算														
移 動 用 児 童 館 用 車 両		台					台							
(小 計)														
そ の 他 の 工 事 費														
合 計														

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2、6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改 正 後

別紙(2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
 (2) 所在地
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 利用(1日当たり)人員

乳幼児 _____人
 小学生 _____人
 中学生等 _____人
 計 _____人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 次世代育成支援行動計画等名

(注) 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写しを添付すること。

(2) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 ウ 整備の区分
 ・施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別)
 (初度設備相当加算、年長児童用加算(拡張又は大規模修繕に限る。)、移動型児童館用車両の有無)

エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 (放課後児童クラブ室(再掲) _____ m^2)

オ 建物の構造 (_____ 造)

(3) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____円 (1 m^2 当たり _____円)
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 オ 初度設備 _____円
 カ 年長児童用設備 _____円
 キ 移動型児童館用車両 _____円
 ク 合計 _____円

(注) カの年長児童用設備には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合には、アの工事費に年長児童用設備の金額を含めて記入すること。

初度設備、年長児童用設備の内容

(整備区分ごとに記載。創設又は改築の場合には、年長児童用設備の内容を必ず記入すること。)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

現 行

別紙(2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
 (2) 所在地
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 利用(1日当たり)人員

乳幼児 _____人
 小学生 _____人
 中学生等 _____人
 計 _____人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
 ウ 整備の区分
 施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別)
 (初度設備相当加算、年長児童用加算、移動型児童館用車両の有無)
 エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 (放課後児童クラブ室(再掲) _____ m^2)
 オ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____円 (1 m^2 当たり _____円)
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 (※) オ 初度設備 _____円
 (※) カ 年長児童用設備 _____円
 キ 移動型児童館用車両 _____円
 ク 合計 _____円

(※) オ、カの整備内容(整備区分ごとに記載)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

改 正 後	現 行
(4) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (5) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 工事契約金額報告書(別紙①) 7 契約書(又は請書)の写 8 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 9 車両内外主要部分の写	(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 工事契約金額報告書(別紙①) 7 契約書(又は請書)の写 8 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 9 車両内外主要部分の写真

改 正 後	現 行																		
別紙① (略)	番 年 月 号 日 各 指定都市の長 殿 中核市の長 社会福祉法人 ○○○会 理 事 長 ○○○○ 施工業者 株式会社 △△△建設 代表取締役 △△△△ 工事契約金額報告書 発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">契 約 年 月 日</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初○○工事請負契約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>○○変更（追加）契約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>設計監理委託契約</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </tbody> </table>		契 約 年 月 日	金 額	当初○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円	○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円		平成 年 月 日	金 円	設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円		平成 年 月 日	金 円
	契 約 年 月 日	金 額																	
当初○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円																	
○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円																	
	平成 年 月 日	金 円																	
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円																	
	平成 年 月 日	金 円																	

改 正 後	現 行
別紙8 (略)	別紙8 5 (3) 又は (4) の間接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 設置主体から都道府県(指定都市又は中核市)へ提出された事業実績報告 書副本 (この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙7の様式を準用 すること。) 5 都道府県(指定都市又は中核市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込 書)抄本

別紙(1)

児童厚生施設整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市) 補助金支出 済額 K 円	国庫補助 基 本 額 L 円	国庫補助金 所 要 額 M 円	国庫補助金 交付決定額 N 円	国庫補助金 受 入 済 額 O 円	差引過 不足額 (M-O) P 円
		面積等	単 価	金 額			面積等	単 価	金 額							
工 事 費		m ²														
工 事 事 務 費																
初年度設備相当加算																
年長児童用加算																
移動型児童館用車両		台														
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 L欄には、J欄の金額に都道府県(指定都市又は中核市)の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 7 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

行

現

別紙(1)

児童厚生施設整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助金支出 済額 K 円	国庫補助 基 本 額 L 円	国庫補助金 所 要 額 M 円	国庫補助金 交付決定額 N 円	国庫補助金 受 入 済 額 O 円	差引過 不足額 (M-O) P 円
		面積等	単 価	金 額			面積等	単 価	金 額							
工 事 費		m ²														
工 事 事 務 費																
初年度設備相当加算																
年長児童用加算																
移動型児童館用車両		台														
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 L欄には、J欄の金額に都道府県(指定都市又は中核市)の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 8 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

後

正

改

改 正 後	現 行
別紙9 (略)	別紙9 5 (5) の直接補助の場合 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長  平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり 5 指定都市又は中核市の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ室整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設)

(施設の種類)

区 分	支出済	対象経費の実支出額			寄付金	差 引 額 (A-E)	算定基準による算定額			国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	差引過 不足額 (K-M)
	総事業費	面積等	単 価	金 額	その他の 収入		面積等	単 価	金 額	基本額	所要額	交付決定額	受入済額	
	A 円	B	C 円	D 円	E 円	F 円	G	H 円	I 円	J 円	K 円	L 円	M 円	N 円
工 事 費		㎡												
工 事 事 務 費														
初 度 設 備 相 当 加 算														
(小 計)														
そ の 他 の 工 事 費														
合 計														

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

改 正 後

別紙(2)

(略)

現 行

別紙(2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
 (2) 所在地
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 利用(1日当たり)人員

乳幼児 _____人
 小学生 _____人
 中学生等 _____人
 計 _____人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
 イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
 ウ 整備の区分

施設整備の区分(創設)

(初度設備相当加算の有無)

- エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 オ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____円 (1 m^2 当たり _____円)
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 オ 初度設備 _____円
 カ 合 計 _____円

初度設備の整備内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

改 正 後	現 行
(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真	(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項 (添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真

改 正 後	現 行
別紙 10 (略) (略)	別紙 10 5 (6) の間接補助の場合 番 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 (印) 平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 市町村から都道府県へ提出された事業実績報告書副本 (この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙 9 の様式を準用 すること。) 5 都道府県及び市町村の歳入歳出決算書 (見込書) 抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ室整備費精算額算出内訳

(整備区分: 施設)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 補助基本額 J 円	都道府県 補助金支出 額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円	国庫補助 交付決定額 N 円	国庫補助 受入済額 O 円	差引過 不足額 (M-O) P 円
		面積等 B	単価 C 円	金額 D 円			面積等 G	単価 H 円	金額 I 円							
工 事 費		㎡														
工 事 事 務 費																
初 度 設 備 相 当 加 算																
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙(1)

(略)

別紙 1 1

児童厚生施設等整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 厚生保険特別会計 児童手当勘定

(地方公共団体名)

行
現

国			地 方 公 共 団 体										備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	補 助 率	歳 入			歳 出							
			科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支 出 済 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	
(項) 児童育成事業費													
(目) 児童育成事業費 補 助 金													
(積算内訳) 児童厚生施設等整備費													
主 体 工 事 費													
その他の工事費													
初度設備費等													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内容()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙 1 1

児童厚生施設等整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 児童手当勘定

(地方公共団体名)

後
正
改

国			地 方 公 共 団 体										備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	補 助 率	歳 入		歳 出								
			科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支 出 済 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	
(項) 児童育成事業費 (大事項) <u>児童の健全育成に必要な経費</u> (目) 児童育成事業費 補 助 金 (積算内訳) 児童厚生施設等整備費 主 体 工 事 費 その他の工事費 初度設備費等													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内容()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙 1 2

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金による施設の工事着工報告書

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

施 設 の 名 称				設 置 団 体											
建物の構造及び面積	構 造 _____ 造	経 費 内 訳	主 体 工 事 費 _____ 円		直 営 ・ 請 負 の 別										
	建築面積 _____ m ²		そ の 他 の 工 事 費 _____ 円		契 約 年 月 日										
	延 面 積 _____ m ²		初 度 設 備 費 等 _____ 円		着 工 年 月 日										
			合 計 _____ 円		完 成 予 定 年 月 日										
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
出 来 高	主 体 工 事	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	そ の 他 の 工 事	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	初 度 設 備 費 等	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	合 計	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

別紙 1 2

(略)

別紙 1 3

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

施設名	設置主体	創設、拡張 等の別	国庫補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考
合 計								

別紙 1 3
(略)

改 正 後	現 行
別紙 1 4 (略)	別紙 1 4 番 号 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 市 町 村 長  平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の 年度終了実績報告について 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年 法律第 1 7 9 号）第 1 4 条後段の規定により、別紙のとおり報告する。

行

現

後

1

(別 紙)

108

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案		現 行	
	児 発 第 3 9 6 号 平成 9 年 6 月 5 日		児 発 第 3 9 6 号 平成 9 年 6 月 5 日
第一次改正	児 発 第 3 0 9 号 平成 1 0 年 4 月 1 3 日	第一次改正	児 発 第 3 0 9 号 平成 1 0 年 4 月 1 3 日
第二次改正	児 発 第 5 6 7 号 平成 1 2 年 6 月 2 日	第二次改正	児 発 第 5 6 7 号 平成 1 2 年 6 月 2 日
第三次改正	雇 児 発 第 4 2 2 号 平成 1 3 年 6 月 2 6 日	第三次改正	雇 児 発 第 4 2 2 号 平成 1 3 年 6 月 2 6 日
第四次改正	雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平成 1 4 年 5 月 1 0 日	第四次改正	雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平成 1 4 年 5 月 1 0 日
第五次改正	雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平成 1 5 年 4 月 1 日	第五次改正	雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平成 1 5 年 4 月 1 日
第六次改正	雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平成 1 7 年 3 月 3 1 日	第六次改正	雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平成 1 7 年 3 月 3 1 日
第七次改正	雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日	第七次改正	雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日
第八次改正	雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平成 1 8 年 1 0 月 2 日	第八次改正	雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平成 1 8 年 1 0 月 2 日
第九次改正	雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平成 1 9 年 5 月 7 日	第九次改正	雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平成 1 9 年 5 月 7 日
第十次改正	雇 児 発 第 ※ ※ ※ ※ 号 平成 2 0 年 ※ 月 ※ 日		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
	厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長
	児童環境づくり基盤整備事業の実施について		児童環境づくり基盤整備事業の実施について
少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り 巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり		少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り 巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり	

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目 的

現行どおり (略)

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

(削除)

- (1) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 健全育成推進事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添8のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～8に定めるところによるものとする。

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業 (ネットワークづくり事業) (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 健全育成推進事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 民間児童館活動事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添8のとおり)
- (9) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。

(削除)

別添1

県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱

1 趣 旨

都道府県が設置する児童厚生施設（以下「県立児童厚生施設」という。）と都道府県内（以下「県内」という。）の児童館・児童センターとのネットワークづくりを推進するとともに児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館（以下「プレーバス」という。）を巡回させること等により、児童健全育成の一層の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び実施方法

この事業は、県立児童厚生施設が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、次の事項を基本として実施するものであること。

（1）ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）の設置

本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。

なお、ネットワーク委員会として、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）の1の（3）のアに定める運営委員会を充てても差し支えないこと。

（2）児童館活動等の情報の収集

県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。

（3）遊びの指導技術の開発研修

児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。

（4）プレーバスの巡回等

① 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。

② 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第

別添1

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

1 趣 旨

現行どおり (略)

2 実施主体

現行どおり (略)

3 事業内容

現行どおり (略)

63号) 第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。

(5) 広報誌の発行等

児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。

4 費 用

都道府県が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

1 趣 旨

少子化や核家族化の進行等子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育て家庭を支援するための事業や子どもを取り巻く環境を改善するための事業等を振興・助成するため、その推進母体として財団法人こども未来財団が設置されている。

地方においても、地域の実情に応じた子育て家庭への支援及び子どもを取り巻く環境の改善を具体的に進めるため、中央に財団法人こども未来財団を位置づけ、特に大都市を抱える都道府県を中心に児童環境づくり推進機構(以下「推進機構」という。)による子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は推進機構として厚生労働大臣が認めた法人とする。ただし、都道府県は、事業の全部又は一部について推進機構として厚生労働大臣が認めた法人に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり

① 児童環境づくり運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置・運営

(ア)推進機構には、運営協議会を設置するものとする。

4 事業実施の手続き 現行どおり (略)

(イ)運営協議会は、福祉関係、保健医療関係、教育関係、経済関係、労働関係、マスコミ等各種団体等の関係者及び本事業を推進するため必要と認められる個人（子育て当事者等）又は団体等をもって構成すること。

(ウ)運営協議会は、本事業の実施に関する企画・立案を行うとともに、運営協議会の構成団体等は傘下組織を含めて必要な協力を行うものとする。

なお、必要に応じて運営協議会の下部組織として部会を置くことができるものとする。

② 子育てや子どもの育ち等をテーマにした取組

地域全体で子育てや子どもの育ち、子育て支援のあり方等を考え、子育てしやすい環境やそのまちづくりを進めるため、推進機構及び運営協議会構成団体等によるフォーラム、ワークショップ等の開催、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用した広報活動及び子どもや子育て当事者等の視点を取り入れた機関誌等の発行

(2) 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化

管内の子育てサークルやボランティア団体等地域の子育て支援関係団体、行政、民間団体・企業等の交流を促進し、地域における子育て支援活動の強化に向けた円滑な連携を図るための取組を実施する。

(3) 地域の子育て人材確保・養成に関する取組

① 子育て環境づくりを進める人材の育成・支援

地域における子育て支援活動を積極的に展開する、福祉、保健、医療、教育、健全育成等の幅広い分野の指導的役割を担う人材を対象としたセミナー等を開催する。

② 親、学生等に対する子育て講座等の開催

核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育てに関心のある者を対象とした講座等を開催する。

(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組

次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

- 5 留意事項
現行どおり (略)

- 6 費用
現行どおり (略)

別添 2

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

- 1 目的
現行どおり (略)

- 2 実施主体
現行どおり (略)

- 3 事業内容
現行どおり (略)

- 5 留意事項
(1) 推進機構には、都道府県や関係団体との密接な連携の下に、本事業を総合的に進めていく強力な指導力を発揮できる人材を確保すること。
(2) 財団法人こども未来財団が実施する事業との連携、調整を図り、事業の効果的、効率的実施・協力に努めること。
(3) 都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉関係団体等と共働で実施するなど協力体制を整備するとともに、各種NPO・ボランティア団体の協力はもとより、幅広い参加と協力が得られるよう配慮するものとする。
(4) 上記3の事業内容に係る費用のうち人件費は、3分の1以下であること。

- 6 費用
都道府県が実施する事業、又は助成する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 3

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

- 1 目的
児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

- 2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

- 3 事業内容
次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。
ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。
(1) 児童育成のための普及啓発事業

4 事業実施の手続き
現行どおり (略)

5 留意事項
現行どおり (略)

6 費用
現行どおり (略)

別添3

健全育成推進事業実施要綱

1 趣 旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き
本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項
(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。
(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用
(1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。
(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

別添4

健全育成推進事業実施要綱

1 趣 旨
児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(削除)

(1) 地域子育て環境づくり支援事業
現行どおり (略)

(2) 児童ふれあい交流支援事業
現行どおり (略)

4 留意点

3の(2)の事業の実施に当たっては、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤整備事業」において都道府県レベルで設置される協議会と連携して、管内の事業実施状況の把握や情報提供、事業を実施するための人材確保・養成などを実施し、効果的な事業の推進に努めること。

5 費用

現行どおり (略)

別添4

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

現行どおり (略)

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添5

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

2 実施主体 現行どおり (略) 3 事業内容 現行どおり (略) 4 費用 現行どおり (略)	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。 3 事業内容 運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。 （1）自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。 （2）子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。 （3）児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。 （4）年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。 （5）地域子育て支援拠点事業（児童館型） 学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。 なお、本事業は、（1）～（4）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。 4 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （1）市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業 （2）指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助
---	--

別添 5

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣 旨
現行どおり (略)
- 2 実施主体
現行どおり (略)
- 3 事業内容
現行どおり (略)

成する事業

- (3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

別添 6

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣 旨
民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。
- 3 事業内容
 - (1) 児童福祉施設で行う事業
児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。
 - (2) 併設した児童館で行う事業
併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業
 - ② 地域児童育成活動支援事業
地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。
(ア) 相談事業
地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。
(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

（ウ）地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

（エ）関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

（オ）地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

（ア）子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

（イ）異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

（ウ）引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

（エ）思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

（3）職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

現行どおり (略)

別添6

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 組織及び運営
現行どおり (略)

4 活 動
現行どおり (略)

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
(1) 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
(2) 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業

別添7

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨
児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。）とする。

3 組織及び運営
地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。
(1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
(2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
(3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
(4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
(5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動
地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。
(1) 親子及び世代間の交流、文化活動
「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

5 費用
現行どおり (略)

別添 7

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣 旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
現行どおり (略)

- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

5 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
(1) 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
(2) 指定都市及び中核市が助成する事業

別添 8

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣 旨
近年、不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。
(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会（食事セミナーなど）を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

（１）現行どおり （略）

（２）現行どおり （略）

（３）現行どおり （略）

（４）３の（１）の事業を実施する際には、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において市町村レベルで設置される協議会や家庭教育支援チームと連携し、事業への児童・生徒の参加の呼びかけや事業協力者（乳幼児親子）の確保を行うとともに、児童館や小学校等の実施場所の提供については、福祉部局と教育委員会が協力して実施するなどにより、定期的・継続的に事業を実施し、できるだけ多くの児童・生徒が参加できるよう配慮すること。

5 費用

（１）現行どおり （略）

（２）現行どおり （略）

別添 8

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

（１）本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。

（２）本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること。

（３）本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

（１）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

①市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

②指定都市及び中核市が実施する事業

（２）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

別添 9

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

現行どおり (略)	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。
2 実施主体 現行どおり (略)	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。
3 実施形態 現行どおり (略)	3 実施形態 (1) ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。 (2) センター型 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。 (3) 児童館型 民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。
4 事業内容 現行どおり (略)	4 事業内容 ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の

5 実施要件
現行どおり (略)

実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設

すること。

イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。

ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。

オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組

ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(2) センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で行うこと。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

- ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。
- イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上（非常勤でも可）配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(リ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

- a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。
- b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。
- c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。
- d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。
- e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談について

は、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

(イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援

- a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。
- b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。

(ウ) 地域の保育資源の情報提供等

- a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。
- b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(3) 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した場所で実施すること。
- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。

なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

6 留意事項
現行どおり (略)

7 事業の実施手続等
現行どおり (略)

8 費用
現行どおり (略)

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。

6 留意事項

- (1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。

また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

- (3) 事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。
- (5) 事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。
- (6) 事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員(主任児童委員)、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

7 事業の実施手続等

市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。

都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業
(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業費交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
厚生省発児第72号 平成9年6月5日 第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日 第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日 第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日 第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日 第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日 第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日 第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日 第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日 第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日 第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日 第十一次改正 厚生労働省発雇児第※※※※号 平成20年※月※日	厚生省発児第72号 平成9年6月5日 第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日 第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日 第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日 第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日 第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日 第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日 第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日 第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日 第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日 第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

改 正 案	現 行
厚生事務次官 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について 近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。 この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。 なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。 別 紙 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 現行どおり (略)	厚生事務次官 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について 近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。 この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。 なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。 別 紙 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年

改 正 案	現 行
(交付の目的) 2 現行どおり (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 <u>(削除)</u> (1) 児童環境づくり推進機構事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。 (2) 児童育成事業推進等対策事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。 (3) 健全育成推進事業	法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) <u>県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「<u>県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)実施要綱</u>」により、<u>都道府県が行う事業。</u> (2) 児童環境づくり推進機構事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。 (3) 児童育成事業推進等対策事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。 (4) 健全育成推進事業

改 正 案	現 行
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (4) 民間児童館活動事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。 (5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。 (6) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。 (7) 児童ふれあい交流促進事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及	平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。 (5) 民間児童館活動事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。 (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。 (7) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。 (8) 児童ふれあい交流促進事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及

改 正 案	現 行
び中核市が行う事業。 (8) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の<u>健全育成推進事業費</u>について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ 現行どおり (略) ウ 現行どおり (略) (2) 指定都市・中核市分	び中核市が行う事業。 (9) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費</u>について、<u>第1欄の区分ごと</u>に第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。 (2) 指定都市・中核市分

改正案	現行
現行どおり (略)	別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。 イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。） 現行どおり (略)	(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。） 別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。 イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。 ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
(4) 社会福祉法人等分 現行どおり (略)	(4) 社会福祉法人等分 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動

改 正 案	現 行
(交付の下限) 5 現行どおり (略) (交付の条件) 6 現行どおり (略)	事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。 (交付の下限) 5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村（特別区を含む。）にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。 (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 直接補助事業に係る場合 ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。 ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

改 正 案	現 行
(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。	エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。 (2) 間接補助事業に係る場合 ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。 イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。 ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

改 正 案	現 行
(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 現行どおり (略) (変更申請手続) 8 現行どおり (略) (交付決定までの標準的期間) 9 現行どおり (略)	(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。 (変更申請手続) 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。 (交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

改 正 案	現 行
(補助金の概算払) 10 現行どおり (略) (実績報告) 11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。 (1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 現行どおり (略)	(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (実績報告) 11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。 (1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

改 正 案	現 行
(補助金の返還)	(補助金の返還)
12 現行どおり (略)	12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
(その他)	(その他)
13 現行どおり (略)	13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

改 正 案

現 行

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
児童環境づくり推進機構事業費	1 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,380,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定 額
児童育成事業推進等対策事業費	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定 額
健全育成推進事業費	3 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 2,000,000円	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり915,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,508,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
県立児童厚生施設事業費	1 県立児童厚生施設事業費 (ネットワークづくり事業) 1 都道府県当たり年額 6,474,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の県立児童厚生施設にあっては、3,237,000円)	県立児童厚生施設事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3
児童環境づくり推進機構事業費	2 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,600,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定 額
児童育成事業推進等対策事業費	3 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定 額
健全育成推進事業費	4 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 3,000,000円	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	5 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり915,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,508,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

改 正 案

市 町 村 児 童 環 境 づ く り 基 盤 整 整 備 事 業 費	5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,403,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり5,201,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3
	6 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	
	7 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	
	8 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (ア) 3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (イ) 5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数 (ロ) 6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数 イ 加算分 (イ) 出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (ロ) 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数 (2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,485,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 7,996,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア) 基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円) (イ) 保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。 ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円) (3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費	

現 行

市 町 村 児 童 環 境 づ く り 基 盤 整 整 備 事 業 費	6 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,261,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり5,130,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3
	7 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	
	8 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	
	9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (ア) 3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (イ) 5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数 (ロ) 6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数 イ 加算分 (イ) 出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (ロ) 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数 (2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,413,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 7,853,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア) 基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円) (イ) 保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。 ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円) (3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費	

改正案

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

現行のとおり (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基金整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
児童環境づくり推進機構事業費			
児童育成事業推進等対策事業費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基金整備事業費			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基金整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

(3) 健全育成推進事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

要国庫補助額の注記

国庫補助金不足額
国庫補助金不足額
国庫補助金不足額

現行

別紙様式1

(略)

別紙様式2

(略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基金整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
県立児童厚生施設事業費			
児童環境づくり推進機構事業費			
児童育成事業推進等対策事業費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基金整備事業費			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基金整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

(2) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

(4) 健全育成推進事業費

都道府県名	対支経費 支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 ③(①-②) 円	国庫補助基本額 ④(③と⑤を比較して少 ない方の額) 円	要国庫補助額 ⑤ 円	備 考

十

11) 消費性減額政策及通膨控制政策

〔3〕市町村災害復旧づくり基金運用平素費

(1) 兒童成長與環境溫度對眼手眼效

〈3〉 須賀村天竺原地づくり事業実施率85%

[illegible]

~~146~~

社会福祉法人等									
(1) 当財団が実施する事業の内容及び実施状況									
社会福祉法人名	業 務	月別実施状況		事業費	事業収入	事業収支差額	事業収支差額の割合	事業収支差額の絶対額	事業収支差額の割合
		支出	収入						
〇〇法人	児童福祉施設運営費	100	100	100	100	0	0%	0	0%
△△法人	児童福祉施設運営費	100	100	100	100	0	0%	0	0%
計		200	200	200	200	0	0%	0	0%

4. 社會服務組人員簡介

[illegible]

改 正 案

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書
1都道府県分

(削除)

(1)児童環境づくり推進機構事業費

①事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

現 行

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書
1都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備 考
			か月	

(2)児童環境づくり推進機構事業費

①事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改 正 案

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(3) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域子育て環境づくり支援事業		
2. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

現 行

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(4) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業		
2. 地域子育て環境づくり支援事業		
3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費
現行のとおり (略)

(2) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域子育て環境づくり支援事業		
2. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

現 行

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費
(略)

(2) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業		
2. 地域子育て環境づくり支援事業		
3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案	現 行
(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 現行のとおり (略) 3 市町村分 現行のとおり (略) 4 社会福祉法人分 現行のとおり (略) 別紙様式3 現行のとおり (略) 別表1 現行のとおり (略) 別表2 現行のとおり (略) 別紙様式4 現行のとおり (略) 別表 現行のとおり (略)	(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (略) 3 市町村分 (略) 4 社会福祉法人分 (略) 別紙様式3 (略) 別表1 (略) 別表2 (略) 別紙様式4 (略) 別表 (略)

改 正 案

別紙様式5

現行のとおり (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基礎整備事業費国庫補助金収支精算額総括表

区 分	国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①) ④ 千円	備 考
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基礎整備事業費					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基礎整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 ⑥ 円	備 考

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 ⑥ 円	備 考

(3) 健全育成推進事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 ⑥ 円	国庫補助額⑥の内訳 円
							地域子育て環境づくり支援事業 児童ふれあい交流支援事業

現 行

別紙様式5

(略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基礎整備事業費国庫補助金収支精算額総括表

区 分	国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①) ④ 千円	備 考
県立児童厚生施設事業費					
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基礎整備事業費					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度児童環境づくり基礎整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備 考

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 ⑥ 円	備 考

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 ⑥ 円	備 考

(4) 健全育成推進事業費

都道府県名	対象経費 実支出額① 円	交付金その他の差引 収入額② 円	差引額 (②-①)=③ 円	基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	国庫補助額⑥の内訳 円
							地域子育て環境づくり支援事業 児童ふれあい交流支援事業

改 正 案	現 行
2 指定都市・中核市分 現行のとおり（略） 3 市町村分 現行のとおり（略） 4 社会福祉法人分 現行のとおり（略）	2 指定都市・中核市分 （略） 3 市町村分 （略） 4 社会福祉法人分 （略）

改 正 案

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況
1 都道府県分

(削除)

(1)児童環境づくり推進機構事業費

①事業実施主体の概要

法 人 の 名 称		設 立 年 月 日	
所 在 地		電 話 番 号	
設 置 目 的			
推 進 機 構 の 名 称			
組 織 の 状 況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区 分	事 業 実 施 内 容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

現 行

別表3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況
1 都道府県分

(1) 県立児童厚生施設事業費

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	

(2)児童環境づくり推進機構事業費

①事業実施主体の概要

法 人 の 名 称		設 立 年 月 日	
所 在 地		電 話 番 号	
設 置 目 的			
推 進 機 構 の 名 称			
組 織 の 状 況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区 分	事 業 実 施 内 容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改 正 案

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(3) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域子育て環境づくり支援事業		
2. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

現 行

(3) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(4) 健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業		
2. 地域子育て環境づくり支援事業		
3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

現行のとおり (略)

(2)健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域子育て環境づくり支援事業		
2. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業にQをしてください。

現 行

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

(略)

・(2)健全育成推進事業費

区 分	研 修 等 内 容	備 考
1. 地域組織連絡協議会助成事業		
2. 地域子育て環境づくり支援事業		
3. 児童ふれあい交流支援事業		

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案	現 行
(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 現行のとおり (略) 3 市町村分 現行のとおり (略) 4 社会福祉法人分 現行のとおり (略) 別紙様式6 現行のとおり (略) 別表1 現行のとおり (略) 別表2 現行のとおり (略) 別紙様式7 現行のとおり (略) 別表 現行のとおり (略)	(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (略) 3 市町村分 (略) 4 社会福祉法人分 (略) 別紙様式6 (略) 別表1 (略) 別表2 (略) 別紙様式7 (略) 別表 (略)